

令和7年度品川区地域の共助強化事業補助金交付制度 実施要領

1. 目的

本補助金は、同じ地域内に在りながらも、これまで個別に防災活動を行っていた団体(町会・企業・商店街等)が協働で行う防災活動を支援することによって、地域内における共助の担い手の新たな繋がり創出および地域防災力の向上を目的とするものです。

2. 募集期間

令和7年8月1日(金)から11月中旬まで(目安)

ただし、令和7年度における補助対象事業は5件とし、上限に達した場合は募集を終了します。

3. 申請書類

	提出書類
1	品川区地域の共助強化事業に係る委任状【第1号様式】
2	品川区地域の共助強化事業補助金交付申請書【第2号様式】
3	補助対象事業の事業実施計画書
4	補助対象経費の見積書(写し)
5	その他区長が必要と認める書類

- すべて PDF データ でご提出ください。
- 様式に指定がないものは、任意様式で作成提出してください。
- 申請書類は返却しません。質問する場合があるので必ず写し(控え)を保管ください。
- 申請書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。

4. 応募方法

提出書類一式を電子メールにて、防災課啓発・支援担当まで提出してください。

※ 送付先アドレス: bosai-keihatsu@city.shinagawa.tokyo.jp

※ 添付データは最大 7MB とし、容量が大きい場合は、メールを複数に分けてご送付ください。容量が大きい場合、受信できない場合があります。

5. 補助対象団体

区内に主たる事務所または活動拠点を有する団体で、下記の要件に当てはまらない団体とします。

- (1) 官公署
- (2) 経費、場所、物品等を提供するのみの団体
- (3) その他区長が適当でないと判断した場合

6. 対象となる事業

対象となる事業は、令和7年4月1日以降に開始し、令和8年2月28日までに完了する事業で、次の全てを満たす事業とします。

- (1) 区内の協働団体が実施する防災に関する事業であること。
- (2) 事業の実施により、地域内における共助の担い手の新たな繋がり創出および地域防災力の向上が見込まれる事業であること。
- (3) 同一事業について、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。

＜上記の条件を満たす事業であっても対象外となる事業＞

- ① 補助金の交付前に終了する事業
- ② 営利を目的とする事業
- ③ 政治活動または宗教活動を目的とする事業
- ④ 政治活動を目的とした団体または特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体が参加する事業
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団の構成員もしくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体が参加する事業
- ⑥ 協働団体を構成する団体のうち、補助対象団体が1団体のみで実施する事業
- ⑦ その他区長が適当でないと判断した事業

7. 補助対象となる経費

補助事業の実施に必要な経費のうち、次に定める経費が補助の対象です。

対象項目	説明	具体的内容	参照
報償費	団体外部への謝礼	講演会・研修等の講師謝礼、協力団体への謝礼・出演料等。区で定める謝礼を目安とする	※1
旅費	交通費	講師、出演者、事業にかかわるスタッフの公共交通費（タクシー代は除く。）	

需用費	消耗品費 印刷費	文具、用紙代等の事務消耗品購入費、チラシ・ポスター等の印刷代、資料製本代等	
備品購入費	備品購入費	5万円以上かつ継続使用し、申請事業の目的達成のために必要不可欠である物品	※2
役務費	通信費 保険料	郵送料、通信費、保険料	
使用料及び賃借料	会場使用料 車両・機器レンタル料	会場使用料 機器・機材の賃借料、レンタカー代	※3
委託料	委託料	会場設営の委託費用、デザイン等の委託費用	
人件費	団体外部への支払い	臨時的アルバイト等に対する支払い（原則、時間単価1,163円以内かつ総事業費の20%以内とする。）	※4

〔対象経費の算出について〕

＜対象とならない経費＞

- (1) 団体運営のための継続的経費
- (2) 対象経費は、申請した年の4月1日から翌年2月末までの間に実施する事業のものに限ります。それ以外の期間に支出した経費は原則対象となりません。☞関連：次頁「(※4)会場使用料の取り扱い」

(※1) 区で定める謝礼の目安

A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、著名民間学者、民間企業最高管理者	13,700円/1時間
B	大学准教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者	12,200円/1時間
C	大学講師・助教・助手、民間技術者、民間企業下級管理者	10,500円/1時間
D	高専准教授、小・中・高校教諭、民間技能者	9,500円/1時間 他

(※2) 備品購入費の取り扱い

本制度で定める備品の要件を満たす場合であっても、汎用性の高い製品は計上できません。（例：テレビ、パソコン、プリンター、デジカメ等）

(※3) 会場使用料の取り扱い

会場使用料についてのみ、申請事業に係る支出であることが明白な場合は、事業実施年度の4月1日より前の支出であっても計上可能です。

【例】8月のイベントホール使用料を、予約確定のため半年前の2月に支払う場合

(※4) 人件費の取り扱い

団体構成員に対する支出とみなされる場合は補助対象経費に計上できません。

8. 審査・選考方法

- 申請された事業は、次の審査基準に照らして行います。

＜審査基準の視点(参考)＞

- ① 事業実施により、多様な団体の共助の強化および地域防災力の向上が見込まれるか。
- ② 事業実施計画(スケジュール等)が具体的で、実施可能な計画になっているか。
- ③ 実現可能性の高い予算で、費用の使途は事業内容に対し妥当か。

9. 申請から採択までの流れ

流 れ	日 時	要 件
申請(書類提出)	8月1日(金) ～11月中旬 (目安)	● 記載不備・添付書類不足がある場合は受理できません。
補助事業の決定	順次	● 申請内容について、申請団体に確認を求める場合があります。 ● 交付決定にあたり条件が付される場合があります。
補助金の交付	順次	
事業実施	令和7年4月1日～ 令和8年2月28日	● 必要に応じて、事業の進捗状況等について、報告を求める場合があります。

10. 採択後について

(1) 申請内容の変更及び中止等が発生する場合の取扱い

- やむを得ない理由で申請時点と内容が変更・中止が予測される場合には、必ず事前に報告してください。

(2) 実施報告

- 事業終了後、速やかに「品川区地域の共助強化事業実施報告書(第5号様式)」、「事業実績報告書」および「領収書(写し)」を提出してください。
- 余剰金や補助対象と認められない経費が発生した場合は、すみやかに区に返還していただきます。
- 不足金が発生した場合は、交付額(上限 300,000 円)の範囲内において、追加で交付します。

(3) 広報協力

- 制度紹介および防災の普及啓発のための写真提供などに協力していただく場合があります。

11. 留意事項

- 事業決定後、「品川区地域の共助強化事業補助金交付要綱」に違反する事実等があった場合は、補助金の交付を取り消すことがあります。
- 事業が中止または縮小等により事業実施計画書に記載の事業が不履行になった場合は、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。

12. 提出・お問合せ先

品川区防災まちづくり部 防災課 啓発・支援担当(品川区役所第二庁舎4階)

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話:03-5742-7651(直通) FAX:03-3777-1181

メール:bosai-keihatsu@city.shinagawa.tokyo.jp